【地方税法抜粋】

**第9条の2第1項**

　納税者又は特別徴収義務者においては、相続があつた場合において、その相続人が二人以上

あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処

分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、

その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。

**第343条第1項**

固定資産税は、固定資産の所有者に課する。

**第343条第2項**

前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充

課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又

は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されて

いる法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている第348条第1項の者が同

日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう

ものとする。